

道路事業に係る計画段階評価実施要領細目

第1 評価の対象とする事業の範囲（実施要領第2 関連）

対象とする事業は、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く、新設・改築事業（独立行政法人等施行事業、高速自動車国道及び一般国道に係る事業等に係るもの（補助事業は除く））とする。

ここで、独立行政法人等施行事業には、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社が行う事業を含むものとする。

第2 評価を実施する事業及び実施時期（実施要領第3 関連）

1 評価を実施する事業

評価の実施単位は、地域の課題や達成すべき政策目標等に応じて適切に設定するものとする。

2 評価の実施時期

評価の実施時期は、事業実施の前提となる計画（都市施設の都市計画等）として、具体的なルート的位置や道路構造を決定する前で、概ねのルート的位置や基本的な道路構造等（概略計画）を決定する段階とする。

第3 評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存（実施要領第4 関連）

1 評価の実施主体

道路事業における評価の実施主体は、地方支分部局とする。

2 「評価に係る資料」の内容

「評価に係る資料」は、実施要領第5の3 評価の視点に係る資料とする。

3 対応方針（案）等の送付

対応方針（案）等の送付については、評価の実施後速やかに、別に定める様式により行うものとする。

4 結果等の公表

結果等の公表は、別に定める様式により行うものとする。

第4 評価の手法（実施要領第5 関連）

国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領第5の1に基づく評価手法は別に定めるものとする。

第5 施行期日

本細目は、平成24年12月14日から施行する。